

物流事業者による保安措置の強化に関する  
ガイドライン

平成 18 年 3 月

## はじめに

平成 17 年 3 月 30 日、関係 7 省庁は、平成 21 年までの 5 年間でいう国際物流の諸施策を掲示した「安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージ」を策定したところであるが、同施策パッケージに基づく諸施策を推進するため、同年 8 月 9 日、関係 7 省庁と 22 経済団体から構成される「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」を発足させ、進捗状況の点検・評価のほか、必要に応じた施策の見直しを行うこととした。

同協議会企画調整委員会の下には、複数のワーキンググループ（WG）が設置され実務者による具体的検討が行われ、「コンプライアンスに着目した施策連携検討WG」においては、実務者による国際海上コンテナに係るセキュリティ強化のためのガイドラインについて検討を行ってきた。

ここにWGの委員各位、本報告書を策定するにあたりご協力をいただきました関係者各位に対し、心から感謝申し上げるとともに、広く関係者に活用を期待する次第である。

コンプライアンスに着目した施策連携検討WG

## 1. ガイドライン策定の背景

米国 9.11 同時多発テロ以降、セキュリティ対策の重要性が高まる中、グローバル・サプライチェーンの中でのセキュリティ強化に向け、国際海上コンテナ貨物の管理体制を確立する必要があり、今般、物流事業者による保安措置の強化に関するガイドラインを策定するに至ったものである。

## 2. ガイドラインの目的

国際海上コンテナに係るセキュリティ強化のために、外航船舶運航事業者、港湾運送事業者（ターミナル・オペレーター、海貨事業者等）、倉庫事業者、利用運送事業者及び貨物自動車運送事業者が、それぞれ自主的に取り組むことが望ましい具体的な措置とその評価に関するガイドラインを作成した。

具体的には、社内体制の整備、社員の能力の向上、設備・機器等の整備等について、検討した。

### 3. 本ガイドラインの構成

#### 3. 1 盛り込む内容の概要

国際海上コンテナ輸送に関わる関係者別に、次の項目をガイドラインに盛り込むことを検討した。

	1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)
	貨物室管理	アクセス管理	貨物管理	積荷目録手続	従業員管理	施設管理	文書管理
(1) 外航船舶運航事業者	○	○	○	○	○	○	○
(2) 港湾運送事業者 (ターミナル・オペレーター、 海貨事業者等)	—	○	○	—	○	○	○
(3) 倉庫事業者	—	○	○	—	○	○	○
(4) 利用運送事業者	—	○	○	—	○	○	○
(5) 貨物自動車運送事業者	○	○	○	—	○	○	—

##### 1) 貨物室管理

- ・許可されていない人間及び物質の貨物室への侵入を防止するための船体の安全性について記述する。
- ・貨物室のセキュリティ対策の内容を具体的に記述する。

##### 2) アクセス管理

- ・船体及び倉庫、上屋等の港湾施設など物流に関連する全ての施設へのアクセスを管理する方法を具体的に記述する。

##### 3) 貨物管理

- ・事前リストの提出に対して記述する。
- ・具体的な手続きの方法（貨物の管理方法）、関係行政機関への手続き、手続きにおける責任者の設置などについて記述する。
- ・適切な表示、検量、文書化について記述する。
- ・異常事態、違法行為が発覚した場合の対応について記述する。

##### 4) 積荷目録手続

- ・積荷目録の記述方法、税関への提出時期について記述する。

##### 5) 従業員管理

- ・社内体制の整備について記述する。
- ・正社員、派遣職員、アルバイトのセキュリティに関する履歴管理について記述する。

- ・セキュリティ意識向上のための必要な教育と指導について記述する。
- ・従業員の積極的な参加インセンティブについて記述する。

#### 6) 施設管理

- ・建物、倉庫等の施設の具体的なセキュリティ対策について記述する。

#### 7) 文書管理

- ・輸出者、輸入者等によって提出される全ての文書の管理方法について記述する。

#### 8) 上記措置の評価方法

- ・1)～7)の措置について、関係者別に、評価主体者、評価を行う頻度、評価方法等を記述する。

## 3. 2 物流事業者による保安措置の強化に関するガイドライン

### 3. 2. 1 趣旨

セキュリティ対策を強化することは、セキュリティ対策の強化の責任を果たそうとする輸出入者・物流事業者と行政の双方に共通する課題である。このため、輸出入者・物流事業者と行政のパートナーシップによって、双方が協力し合い、セキュリティを強化していくという方向性が必要である。コンプライアンスを高めセキュリティ対策を強化することは、それを実践する具体的な行動が伴って、はじめて実現されるものであり、具体的な行動の内容を明確にしていくことが重要である。

また、セキュリティ対策の的確な実施のほか、その内容を行政と共有することにより、行政におけるリスクマネジメントに反映させ、その強化を図る必要がある。その強化を通じて、問題のある貨物の早期発見、重点的な取締りによって安全な国際物流や安全保障貿易が実現されるとともに、セキュリティ対策の強化の責任を果たす輸出入者・物流事業者の貨物についてリスクが低いことを確認することによって、効率的な国際物流にも資する。

以上を踏まえ、国際海上コンテナに係るセキュリティ強化のために、物流事業者に関し、外航船舶運航事業者、港湾運送事業者（ターミナル・オペレーター、海貨事業者等）、倉庫事業者、利用運送事業者及び貨物自動車運送事業者が、それぞれ自主的に取り組むことが望ましい具体的な措置とその評価に関するガイドラインを以下のとおり定める。

### 3. 2. 2 業種別ガイドライン

#### (1) 外航船舶運航事業者

セキュリティ管理を強化するための計画を立案し、実施するように努めることとする。以下のガイドラインは、個々の企業の規模や施設・設備の構造に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、全てに適用されるものではない。

また、以下のガイドラインに明記されていない事項については、各ターミナル及び港湾運送事業者の定める保安規定に従うものとする。

#### ①船内の貨物室管理：

- ・船内に入ることが許可されていない人間及び物質の侵入を防ぐことにより、船体の安全性を維持するものとする。
- ・貨物室におけるセキュリティは、容易にアクセスできる全てのエリアに対する物理的検査、内部と外部を隔てる区画や壁板・扉板の安全確保、無許可の人間の立ち入り、積荷目録に記載されていない資材の持ち込み、不正が行われた兆候等が発見された場合の対応手続を含むものとする。

## ②アクセス管理：

- ・無許可で船体へ立ち入ることを禁止する。船体への立入管理に関しては、以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・従業員、訪問者、出入り業者等に対し、身分証等で入退出の確認を行うこと。
  - ・無許可の者及び不審者等への対応方法を整備すること。

## ③貨物管理：

- ・手続は、貨物情報を確認できないものが船体内に持ち込まれるのを防ぐため、本船サイドにおいては以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・貨物の積荷/積出を管理する現場責任者を選任すること。
  - ・船員、旅客について、関税法等の法令に従い、完全で正確な乗船名簿などの事前リストを整備すること。
  - ・貨物は、現場責任者の監督の下で、積み上げ/積み下ろしすること。
  - ・貨物が適切に、検量、検数されていること。
  - ・コンテナシールの施錠状況を確認すること。
  - ・過小/過剰積載の発見と報告を行うこと。
  - ・異常事態あるいは違法行為が発見されるか疑われる場合、税関及びその他関係当局へ通知すること。

## ④積荷目録手続き：

- ・企業は、積荷目録が、記載事項等に誤りがなく、判読し易い形で、速やかに税関へ提出しなければならない。

## ⑤従業員管理：

- ・企業は、従業員の採用時の審査と採用予定者への面接を実施する。
- ・従業員のセキュリティ管理に係る従事歴等を記録するものとする。
- ・企業は、従業員のセキュリティに対する意識を高めるよう、必要な教育と指導に努める。
- ・こうした教育プログラムは、セキュリティ管理に関して従業員が積極的に参加するようインセンティブを付与するものであることが望ましい。

## ⑥施設管理：

- ・ターミナル・倉庫等の施設を建築する場合は、外部からの不法侵入を防止できる素材で建築するものとする。施設管理対策として以下のものを含んでいるものとする。
  - ・適切な施錠を行うこと。
  - ・駐車エリアを含む施設内外に適切な照明を設置すること。
  - ・倉庫内にある国際貨物、国内貨物、高額貨物、危険物などを安全なケージまたはフェンスなどで分離し表示すること。
  - ・従業員及び訪問者の駐車エリアは、蔵置貨物の保管エリアから分離すること。
  - ・施設の管理担当者あるいは警察その他関係当局と連絡をとるために必要な連絡体

制を整備すること。

#### ⑦文書管理：

- ・外航船舶運航事業者は、輸出者及び輸入者等によって提出される貨物に関する情報（荷主及び荷受人の名前と住所、貨物明細、重量、数量、貨物の形状（ボックス、カートン等））が、漏洩、紛失、改ざんされることのないよう、受領した情報の正確さを維持するため、以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・事務所等に適切な施錠を行うこと。
  - ・貨物に過不足のある場合はこれを記録し、必要と認められる場合には関係者に内容を報告すること。
  - ・コンピュータへの不正なアクセスを防止し、情報の保護に努めること。

#### ⑧評価は、ガイドラインに照らして企業が自主的に行う。

##### （２）－１ 港湾運送事業者（ターミナル・オペレーター）

コンテナターミナルにおけるセキュリティ管理を強化するための計画を立案し実施することに努めることとする。以下のガイドラインは、個々の企業の規模や施設・設備の構造に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、全てに適用されるものではない。企業は以下のガイドラインに取り組むため、文書化されたセキュリティ管理体制の整備に努める。

#### ①施設管理：

- ・ターミナル・オペレーターが自ら管理・運営する施設あるいは利用する施設に係る管理は、施設設置者（港湾管理者等）と協力して以下の実施に努める。
  - ・適切な施錠を行うこと。
  - ・駐車エリアを含む施設内外に適切な照明を設置すること。
  - ・従業員及び訪問者の駐車エリアは、蔵置貨物の保管エリアから分離すること。
  - ・施設の管理担当者あるいは警察その他関係当局と連絡をとるために必要な連絡体制を整備すること。

#### ②アクセス管理：

- ・無許可で施設へ立ち入ることを禁止する。施設への立入管理に関しては、施設設置者（港湾管理者等）と協力して以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・従業員、訪問者、出入り業者等に対し、身分証等で入退出の確認を行うこと。
  - ・無許可の者及び不審者等への対応方法を整備すること。

### ③貨物管理：

- ・貨物情報を確認できないものが施設内に持ち込まれるのを防ぐため、以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・貨物の搬出入を管理する現場責任者を選任すること。
  - ・コンテナシールの施錠状況を確認すること。
  - ・異常事態あるいは違法行為が発見された場合あるいはその疑いがある場合は、関係当局に通知すること。
  - ・空コンテナ及び実入りコンテナへの不法なアクセスを防止するため、これらを適切に蔵置すること。

### ④従業員管理：

- ・企業は、従業員の採用時の審査と採用予定者への面接を実施する。
- ・企業は、従業員のセキュリティに対する意識を高めるよう、必要な教育と指導に努める。

### ⑤文書管理：

- ・ターミナル・オペレーターは、輸出者及び輸入者等によって提出される貨物に関する情報（荷主及び荷受人の名前と住所、貨物明細、重量、数量、貨物の形状（ボックス、カートン等））が、漏洩、紛失、改ざんされることのないよう、受領した情報の正確さを維持するため、以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・事務所等に適切な施錠を行うこと。
  - ・貨物に過不足のある場合はこれを記録し、必要と認められる場合には関係者に内容を報告すること。
  - ・コンピュータへの不正なアクセスを防止し、情報の保護に努めること。
  - ・ターミナル・オペレーターは、輸出、輸入通関書類の授受には細心の注意を払い、情報を自らの業務以外の利用はしないこと。

### ⑥評価は、ガイドラインに照らして企業が自主的に行う。

#### (2) - 2 港湾運送事業者（海貨事業者）

セキュリティ管理を強化するための計画を立案し実施すること。以下のガイドラインは、個々の企業の規模や施設・設備の構造に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、全てに適用されるものではない。企業は以下のガイドラインに取り組むため、文書化されたセキュリティ管理体制の整備に努める。

#### ①施設管理：

- ・海貨事業者が自ら管理運営する施設あるいは利用する施設に係る管理は、施設設置者（港湾管理者等）と協力して以下の実施に努める。

- ・適切な施錠を行うこと。
- ・駐車エリアを含む施設内外に適切な照明を設置すること。
- ・保税地域内にある外国貨物、未通関内国貨物などを施設管理者との連携のもとで管理すること。
- ・従業員及び訪問者の駐車エリアは、蔵置貨物の保管エリアから分離すること。
- ・施設の管理担当者あるいは警察その他関係当局と連絡をとるために必要な連絡体制を整備すること。

## ②アクセス管理：

- ・無許可で施設へ立ち入ることを禁止する。施設への立入管理に関しては、施設設置者（港湾管理者等）と協力して以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・従業員、訪問者、出入り業者等に対し、身分証等で入退出の確認を行うこと。
  - ・無許可の者及び不審者等への対応方法を整備すること。

## ③貨物管理：

- ・輸入未通関貨物で積荷目録（または、船荷証券）に記載されていない場合、当該貨物についての確に關係書類と対査確認をし、荷主及び関係者に報告すること。また、具体的には、以下の項目の確認をすること。
  - ・貨物の搬出入を管理する現場責任者を選任すること。
  - ・コンテナシールの施錠状況を確認すること。
  - ・積荷目録（または、船荷証券）との対比により、過小／過剰積載を発見した場合は、荷主及び関係者に報告すること。
  - ・異常事態あるいは違法行為が発見された場合、税関及びその他関係当局へ通知すること。
  - ・空コンテナ及び実入りコンテナへの不法なアクセスを防止するため、これらを適切に蔵置すること。

## ④従業員管理：

- ・企業は、従業員の採用時の審査と採用予定者への面接を実施する。
- ・企業は、従業員のセキュリティに対する意識を高めるよう、必要な教育と指導に努める。

## ⑤文書管理：

- ・海貨事業者は、輸出者及び輸入者等によって提出される貨物に関する情報（荷主及び荷受人の名前と住所、貨物明細、重量、数量、貨物の形状（ボックス、カートン等））が、漏洩、紛失、改ざんされることのないよう、受領した情報の正確さを維持するため、以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・事務所等に適切な施錠を行うこと。
  - ・貨物に過不足のある場合はこれを記録し、関係者に内容を報告すること。
  - ・EDI を用いて搬入貨物と搬出貨物のステータス確認ができるように情報入力に努

めること。

- ・コンピュータへの不正なアクセスを防止し、情報の保護に努めること。
- ・海貨事業者は、輸出、輸入通関書類の授受には細心の注意を図り、通関業務、D/R 作成情報以外の利用はしないこと。

## ⑥評価は、ガイドラインに照らして企業が自主的に行う。

### (3) 倉庫事業者

セキュリティ管理を強化するため、既存手続き（各種法令・規則等の遵守）の実施状況の確認並びに追加項目の検討、立案を実施するものとする。以下のガイドラインは、個々の企業の規模や立地条件、施設・設備の構造に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、全てに適用されるものではない。企業は以下のガイドラインに取り組むため、文書化されたセキュリティ管理体制の整備に努める。

#### ①施設管理：

- ・施設を建築する場合は、外部からの不法侵入を防止できる素材で建築するものとする。施設管理対策として以下のものを含んでいるものとする。
  - ・適切な施錠を行うこと。
  - ・駐車エリアを含む施設内外に適切な照明を設置すること。
  - ・倉庫内にある国際貨物、国内貨物、高額貨物、危険物などを安全なケージまたはフェンスなどで分離し表示すること。
  - ・従業員及び訪問者の駐車エリアは、蔵置貨物の保管エリアから分離すること。
  - ・施設の管理担当者あるいは警察その他関係当局と連絡をとるために必要な連絡体制を整備すること。

#### ②アクセス管理：

- ・無許可で施設へ立ち入ることを禁止する。施設への立入管理に関しては、施設設置者（港湾管理者等）と協力して以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・従業員、訪問者、出入り業者等に対し、身分証等で入退出の確認を行うこと。
  - ・無許可の者及び不審者等への対応方法を整備すること。

#### ③貨物管理：

- ・貨物情報を確認できない物が保税地域に持ち込まれるのを防ぐため、以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・貨物の搬出入を管理する現場責任者を選任すること。
  - ・貨物と貨物用機材が適切にマーキング、検量、検数され、かつ、文書化されており、また、通関手続を行う場合は、これらにより積荷目録の内容が証明できるこ

と。

- ・コンテナシールの施錠状況を確認すること。
- ・過小／過剰積載の発見と報告を行うこと。
- ・異常事態あるいは違法行為が発見されるか疑われる場合、税関及びその他関係当局へ通知すること。
- ・空コンテナ及び実入りコンテナへの不法なアクセスを防止するため、これらを適切に蔵置すること。

#### ④従業員管理：

- ・企業は、採用時に履歴書による審査、採用予定者との面接を実施する。
- ・従業員のセキュリティ管理に係る従事歴等を記録するものとする。
- ・企業は従業員のセキュリティに対する意識を高めるよう、必要な教育と指導に努める。
- ・こうした教育プログラムは、セキュリティ管理に関して従業員が積極的に参加するようインセンティブを付与するものであることが望ましい。

#### ⑤文書管理：

- ・倉庫事業者は、輸出者及び輸入者等によって提出される貨物に関する情報（荷主及び荷受人の名前と住所、貨物明細、重量、数量、貨物の形状（ボックス、カートン等））が、漏洩、紛失、改ざんされることのないよう、受領した情報の正確さを維持するため、以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・事務所等に適切な施錠を行うこと。
  - ・貨物に過不足のある場合はこれを記録し、関係者に内容を報告すること。
  - ・搬入貨物と搬出貨物の動きをトラッキングするよう努めること。
  - ・コンピュータへの不正なアクセスを防止し、情報の保護に努めること。
  - ・倉庫事業者は、輸出、輸入通関書類の授受には細心の注意を図り、通関業務、D/R 作成情報以外の利用はしないこと。

#### ⑥評価は、ガイドラインに照らして企業が自主的に行う。

##### （４）利用運送事業者

利用運送事業者としてのセキュリティ管理を強化するための計画を立案し実施すること。以下のガイドラインは、個々の企業の規模や態様に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、全てに適用されるものではない。企業は以下のガイドラインに取り組むため、文書化されたセキュリティ管理体制の整備に努める。

#### ①施設管理：

- ・利用運送事業者として管理運営する施設あるいは利用する施設がある場合は、以下の実

施について、施設設置者（港湾管理者等）に協力して安全確保に努める。

- ・適切な施錠を行うこと。
- ・駐車エリアを含む施設内外に適切な照明を設置すること。
- ・保税地域内にある外国貨物、内国貨物、高額貨物、危険物などを安全なフェンスなどで管理すること。
- ・従業員及び訪問者の駐車エリアは、蔵置貨物の保管エリアから分離すること。
- ・施設の管理担当者あるいは警察その他関係当局と連絡をとるために必要な連絡体制を整備すること。

## ②アクセス管理：

- ・施設への立入管理に関しては、施設設置者（港湾管理者等）に協力して以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・無許可で施設へ立ち入ることを禁止すること。
  - ・従業員、訪問者、出入り業者等に対し、身分証等で入退出の確認を行うこと。
  - ・無許可の者及び不審者等への対応方法を整備すること。

## ③貨物管理：

- ・貨物情報を確認できない物が保税地域の利用運送事業に利用されている場所に持ち込まれるのを防ぐため、施設設置者に協力して以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。
  - ・貨物の搬出入を管理する現場責任者を選任すること。
  - ・貨物と貨物用機材のマーキング等を確認すること。
  - ・コンテナシールの施錠状況を確認すること。
  - ・過小／過剰積載の発見と報告を行うこと。
  - ・異常事態あるいは違法行為が発見されるか疑われる場合、税関及びその他関係当局へ通知すること。
  - ・空コンテナ及び実入りコンテナへの不法なアクセスを防止するため、これらを適切に蔵置すること。

## ④従業員管理：

- ・企業は、採用時に履歴書による審査、採用予定者との面接を実施する。
- ・従業員のセキュリティ管理に係る従事歴等を記録するものとする。
- ・企業は、従業員のセキュリティに対する意識を高めるよう、必要な教育と指導に努める。
- ・こうした教育プログラムは、セキュリティ管理に関して従業員が積極的に参加するようインセンティブを付与するものであることが望ましい。

## ⑤文書管理：

- ・利用運送事業者は、輸出者及び輸入者等によって提出される貨物に関する情報（荷主及び荷受人の名前と住所、貨物明細、重量、数量、貨物の形状（ボックス、カートン等））が、漏洩、紛失、改ざんされることのないよう、受領した情報の正確さを維持するため、以下

の内容を含んだ管理体制の整備に努める。

- ・ 事務所等に適切な施錠を行うこと。
- ・ 貨物に過不足がある場合はこれを記録し、必要と認められる場合には関係者に内容を報告すること。
- ・ コンピュータへの不正なアクセスを防止し、情報の保護に努めること。

## ⑥評価は、ガイドラインに照らして企業が自主的に行う。

### (5) 貨物自動車運送事業者

セキュリティ管理を強化するための計画を立案し実施するように努めることとする。個々の企業の規模や施設・設備の構造に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、全てに適用されるものではない。企業は以下のガイドラインに取り組むため、文書化されたセキュリティ管理体制の整備に努める。

#### ①車内の貨物室管理：

- ・ 車内に入ることが許可されていない人間及び物質の侵入を防ぐことにより、車体の安全性を維持するものとする。
- ・ 貨物室におけるセキュリティは、容易にアクセスできる全てのエリアに対する物理的検査、内部と外部を隔てる区画や壁板・扉板の安全確保、無許可の人間の立ち入り、不正が行われた兆候等が発見された場合の対応手続を含むものとする。

#### ②貨物管理：

- ・ コンテナシールの施錠状況を確認すること。

#### ③施設管理：

- ・ 施設を建築する場合は、外部からの不法侵入を防止できる素材で建築するものとする。貨物自動車運送事業者が自ら管理・運営する施設あるいは利用する施設に係る管理は、施設設置者と協力して以下の実施に努める。
  - ・ 適切な施錠を行うこと。
  - ・ 駐車エリアを含む施設内外に適切な照明を設置すること。
  - ・ 従業員及び訪問者の駐車エリアは、蔵置貨物の保管エリアから分離すること。
  - ・ 施設の管理担当者あるいは警察その他関係当局と連絡をとるために必要な連絡体制を整備すること。
  - ・ 荷主庭先にトレーラを切り離して帰庫する場合は、荷主側の管理担当者と協力して安全確保に努めること。

#### ④アクセス管理：

- ・ 無許可で施設へ立ち入ることを禁止する。施設への立入管理に関しては、施設設置者と協

力して以下の内容を含んだ管理体制の整備に努める。

- ・従業員、訪問者、出入り業者等に対し、身分証等で入退出の確認を行うこと。
- ・無許可の者及び不審者等への対応方法を整備すること。

**⑤従業員管理：**

- ・企業は、従業員の採用時の審査と採用予定者への面接を実施する。
- ・従業員セキュリティ管理に係る従事歴等を記録するものとする。
- ・企業は、従業員のセキュリティに対する意識を高めるよう、必要な教育と指導に努める。
- ・こうした教育プログラムは、セキュリティ管理に関して従業員が積極的に参加するようインセンティブを付与するものであることが望ましい。

**⑥評価は、ガイドラインに照らして企業が自主的に行う。**

### 3. 2. 3 具体的な措置の評価方法

業種別ガイドラインで定めるべき事項毎に、評価主体者、評価を行う頻度、評価方法を明記する。

(評価方法のイメージ)

		評価主体者	評価を行う頻度	評価方法
(1)	貨物室管理 ・担当者の設置 ・貨物室の安全性確認 ・貨物室のセキュリティ対策	社内セキュリティ管理者	1年に1回	評価マニュアルを整備し評点化する。
(2)	アクセス管理 ・担当者の設置 ・身分証確認 ・記録確認 ・行動確認	社内セキュリティ管理者	随時	評価マニュアルを整備し評点化する。
(3)	貨物管理 ・担当者の設置 ・貨物の表示方法 ・違法行為が発覚した場合の対応	社内セキュリティ管理者	随時	評価マニュアルを整備し評点化する。
(4)	積荷目録手続き ・担当者の設置 ・積荷目録の記述内容 ・税関への提出時のトラブル	社内セキュリティ管理者	随時	評価マニュアルを整備し評点化する。
(5)	従業員管理 ・担当者の設置 ・セキュリティに関する重大トラブルの発生回数 ・従業員参加率	社内セキュリティ管理者	1年に1回	評価マニュアルを整備し評点化する。
(6)	施設管理 ・担当者の設置 ・A港の自社施設のセキュリティ対策 ・B港の自社施設のセキュリティ対策 ・C港の自社施設のセキュリティ対策	外部の専門組織 社内セキュリティ管理者	1年に1回	評価マニュアルを整備し評点化する。
(7)	文書管理 ・担当者の設置 ・輸出入貨物等に係る文書の管理範囲の設定 ・文書毎の管理方法	社内セキュリティ管理者	1年に1回	評価マニュアルを整備し評点化する。

## おわりに

物流事業者による保安措置を強化するためには、WG関係者を始め、関係団体、関係事業者等が本ガイドラインを確実に普及させるという意識を共有するとともに、関係事業者が本ガイドラインに自主的に取り組むことが必要である。

また、実施状況を広く関係者に知らせるため、本ガイドラインの実施状況を定期的に把握し、関係者の意見を踏まえガイドラインの見直し等を図っていくことが必要である。

なお、本ガイドラインの実効性を一層高めるためには、以下の課題についても今後検討していくことが重要である。

### 【課題1】 個々の物流事業者への「物流事業者による保安措置の強化に関するガイドライン」の普及啓発

個々の物流事業者への「物流事業者による保安措置の強化に関するガイドライン」の周知徹底を図るために、各々の業界団体が中心になって、ホームページへの掲載や研修会の開催、資料配布など具体的な普及啓発活動の方法を検討していく必要がある。

### 【課題2】 評価主体者、評価を行う頻度、評価方法に関わる基準の統一

業種別ガイドラインで定めるべき事項毎に、評価主体者、評価を行う頻度、評価方法を明記することとしているが、個々の事業者に一任すると、基準に乖離が生じることが予想される。

このため、今後、各々の業界団体が中心になって、評価主体者、評価を行う頻度、評価方法に関わる基準の統一を検討する必要がある。

### 【課題3】 今後の技術開発の進展に応じた段階的な取り組み

搬出入貨物のトラッキングなど、現状では事業者の対応が難しい取り組みについては、電子タグ実証実験の成果等を活用など、今後の技術開発の進展に応じて段階的に取り組むことが望まれる。

### 【課題4】 国際物流に係る業界団体間での連携強化

国際物流に係る保安措置の強化に関するガイドラインは、グローバル・サプライチェーンの中でシームレスに機能することが要請される。

このため、とくに、業界間の境界領域に係る業務で保安措置上の問題が発生しないように、国際物流に係る業界団体間での連携を強化していく必要がある。

### 【課題5】 ガイドラインへの国の関与のあり方

本ガイドラインは、物流事業者による自主的なガイドラインとして策定されたものであるが、今後、米国のC-TPATのようにベネフィットを付与するなど国が積極的に関与していくのか、あるいは、民間のガイドラインに留めるのかに関して検討していく必要がある。

## 参考資料

### 1. 用語解説

#### 【か行】

海貨業者

：海運貨物取扱業者のこと。港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業（一種）のうち「港湾において、荷主の委託を受けて行う個品貨物の沿岸荷役及びはしけ輸送を一貫して行う」事業をいう。また、荷主だけでなく、船社の委託も受けられるのが新海貨業で、通常、これもあわせて海貨業と称している。

カートン

：厚紙製の箱。

コンテナシール

：輸送中の盗難等のトラブルが確認できるように、コンテナの扉を封印するシール。

#### 【さ行】

蔵置

：倉庫などにしまっておくこと。

#### 【た行】

トラッキング

：跡をたどること。

#### 【は行】

保税地域

：輸出入手続きを適切かつ効率的に行い、また、貨物を輸入手続き未済のまま蔵置し、又は加工・製造、展示等を行うことができる特定の場所のこと。

#### 【ま行】

マニフェスト (manifest)

：本船の積載貨物を積み地、揚げ地、船荷証券番号別に、貨物明細、受け荷主等を記載した積み荷の一覧表の目録である。通関上の必要書類で、各国揚げ地税関は本船入港の際に、船長署名入りマニフェストの提出を求め、貨物の取り締まり及び課税を行う。

実入りコンテナ

：貨物を積載した状態のコンテナ。

#### 【アルファベット】

B/L (Bill of Lading)

：船荷証券。貨物の船積みを証明するために運送人（通常は船会社）が荷送人に発行する有価証券。貨物の受取証であり、運送契約の証拠であり、引渡証券としての性格も有する。

#### **D/R (Dock Receipt)**

：船会社が、船荷証券（B/L）の発行前にカーゴを受け取る際、発行する。ドック・レシートは船荷証券の様式に模して作られており船積予約から始まり船荷証券の記載事項を作成する。船会社はコンテナ貨物の受領を証して一部を荷送人に返し、残りは自社の船荷証券作成部門などとコンテナ・ヤードの管理部門などに振り分けられる。

#### **EDI (Electronic Data Interchange)**

：電子データ交換。異なる利用者間で事務処理や商取引等にかかわるデータを広く合意された標準的な規約のもとにコンピュータ間で直接交換すること。

## 2. WGで出された主な意見

業種		C-TPAT に準拠している事項	C-TPAT と相違している事項
(1)	外航船舶運航事業者	すでに米国法人がC-TPATに参加している事業者も多く、基本的にはC-TPAT に準拠させる。	従業員のバックグラウンドチェックについては削除。 貨物管理は本船サイトの管理体制の整備に努める。
(2)-1	ターミナル・オペレーター	基本的にはC-TPAT に準拠させる。	従業員のバックグラウンドチェック、従業員のインセンティブについては削除。 施設設置者（施設管理者）と協力してアクセス管理に努める。
(2)-2	海貨事業者	基本的にはC-TPAT に準拠させる。	従業員のバックグラウンドチェック、従業員のインセンティブについては削除。 施設設置者（施設管理者）と協力してアクセス管理に努める。
(3)	倉庫事業者	基本的にはC-TPAT に準拠させる。	従業員のバックグラウンドチェック、従業員のインセンティブについては削除。 貨物情報が確認できない貨物が保税地域に持ち込まれるのを防ぐため、施設管理者に協力して管理体制の整備に努める。
(4)	利用運送事業者	基本的にはC-TPAT に準拠させる。	従業員のバックグラウンドチェック、従業員のインセンティブについては削除。 貨物情報が確認できない貨物が保税地域の利用運送事業者に利用されている場所に持ち込まれるのを防ぐため、施設管理者に協力して管理体制の整備に努める。
(5)	貨物自動車運送事業者	貨物室管理、施設管理、従業員管理についてはC-TPAT に準拠させる。	従業員のバックグラウンドチェックについては削除。 コンテナの中身については知らされていないので積荷目録手続き、文書管理については削除。 貨物管理についてはコンテナシールの施錠状況を確認する。 荷主庭先にトレーラを切り離して帰庫する場合は、荷主側の管理担当者と協力して安全確保に努める。

業種	主な意見
荷主	今回策定した物流事業者による保安措置の強化に関するガイドラインを推進していくためには物流事業者へのベネフィット付与が必要である。また、米国のC-TPATのように国が関与していくのか、あるいは、民間のガイドラインに留めるのかを検討して欲しい。安全かつ効率的な国際物流施策の推進という観点から言えば、国が関与していく必要があるのではないか。

### 3. C-T-P-A-T (仮訳) (物流事業者関連部分のみ抜粋)

#### (1) 外航船舶運航事業者

セキュリティ手続を強化するための計画を立案し実施すること。以下は、個々の企業の規模や施設・設備の構造に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、全てに適用できるものではない。

##### ①船内の貨物室におけるセキュリティ：

- ・船内に入ることが許可されていない人間及び物質の侵入を防げるよう、船体の安全性が維持されていなければならない。
- ・貨物室におけるセキュリティは、容易にアクセスできる全てのエリアに対する物理的検査、内部と外部を隔てる区画や壁板・扉板の安全確保、無許可の人間の立ち入り、積荷目録に記載されていない資材の持ち込み、不正が行われた兆候等が発見された場合の対応手続を含むものでなければならない。

##### ②アクセス管理：

- ・船体への無許可の立ち入りは禁止されなければならない。管理の仕方としては、全ての従業員、訪問者、出入り業者に対する明示的な身分証確認、記録、本人の行動確認を行う。また、無許可及び身分の明らかでない者の誰に対しても同様のアクセス管理を行うものでなければならない。

##### ③手続上のセキュリティ：

- ・手続は、積荷目録に記載されていない物が船体内に持ち込まれることがないように整備されなければならない。また、貨物の持ち込み及び撤去を監督するセキュリティ担当者を置かなければならない。
- ・セキュリティ管理は、船員、旅客についての完全で正確な乗船名簿などの事前リストを提供するものでなければならない。
- ・貨物は、セキュリティ担当者の監督の下で、積み上げ／積み下ろしされなければならない。適切に表示され、検査（重量、個数）され、検査結果を文書化されなければならない。過小／過剰積載は適切に発見、報告されなければならない。
- ・規則からの逸脱行為あるいは違法行為 が当該船会社によって発見あるいは疑われる場合の税関及びその他関係当局への通報手続も規定されなければならない。

##### ④積荷目録手続き：

- ・企業は、積荷目録が、完全で、判読し易いかたちで、正確でタイムリーに税関へ提出しなければならない。

##### ⑤従業員のセキュリティ：

- ・企業は、採用時の審査、採用予定者へのインタビューを実施し、定期的に従業員の過去のセキュリティ管理に関する履歴をチェックするとともに、履歴書等内容を検証しなければならない。

#### ⑥教育とトレーニング：

- ・セキュリティ意識向上プログラムは、内部共謀の察知、貨物及び荷物安全性の維持、無許可アクセスへの対応等を育むものでなければならない。
- ・こうした教育プログラムは、セキュリティ管理に関して従業員が積極的に参加するようインセンティブを付与するものでなければならない。

#### ⑦物理的なセキュリティ：

- ・すべての建物、倉庫及び離発着ランプ施設は、外部からの不法侵入に耐えられる素材で建築されなければならない。
- ・物理的セキュリティは、外部及び内部ドア・窓・フェンスへの施錠装置を装備しなければならない。施設内外に対する十分な照明に加え、外周フェンスも設置しなければならない。また倉庫内にある国際貨物、国内貨物、高額貨物、危険物などを安全なケージまたはフェンスなどで分離し表示しなければならない。

#### ⑧文書管理プロセス：

- ・外航船舶運航事業者は、輸出/輸入者等によって提出されるもので貨物の通関に提出される全ての情報が、明瞭で、差し替えられたり、失われたり、虚偽の情報が入り込むことがないよう最善の努力をしなければならない。文書管理は以下に対する手続きを含まなければならない。
  - ・受領した情報の正確さを維持すること。かかる情報とは、通関される貨物に関する、荷主及び荷受人の名前と住所、最初及び2番目に通知されるべき人/企業、貨物明細、重量、数量、数量単位（ボックス、カートン等）外部及び内部ドア・窓・ゲート・フェンスへの適切な施錠装置。
  - ・貨物の過小/過剰を記録、報告、検査。
  - ・搬入貨物と搬出貨物の動きをトラッキングするための手続
  - ・コンピュータへのアクセスと情報に対する保護

### (2) 港湾運送事業者（ターミナル・オペレーター、海貨事業者等）

セキュリティ手続を強化するための計画を立案し実施すること。以下は、個々の企業の規模や施設・設備の構造に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、全てに適用できるものではない。企業は次に対応するための文書化されたセキュリティ手続体制を整備しなければならない。

#### ①物理的なセキュリティ：

- ・すべての建物及びターミナルは、外部からの不法侵入に耐えられる素材で建築されなければならない。物理的なセキュリティは以下のものを整備しなければならない。
  - ・外部及び内部ドア・窓・ゲート・フェンスへの適切な施錠装置。
  - ・駐車エリアを含め、施設内外に対する十分な照明。
  - ・倉庫内にある国際貨物、国内貨物、高額貨物、危険物などを安全なケージまたはフェンスなどで分離し表示すること。
  - ・個人用自動車駐車エリアを、積み出し・積み下ろしドック及び貨物エリアから分離すること。
    - ・セキュリティ担当者あるいは地域の警察と連絡が取れるよう、内部／外部通信システムを整備すること。

#### ②アクセス管理：

- ・施設への無許可の立ち入りは禁止されなければならない。管理の仕方としては、次のものを含まなければならない。
  - ・全ての従業員、訪問者、出入り業者に対する明示的な身分証確認、記録、行動確認を行う。
  - ・無許可及び身分の明らかでない者の誰に対しても行うための手続。

#### ③手続上のセキュリティ：

- ・積荷目録に記載されていない物が蔵置場内に持ち込まれるのを防ぐよう手続は整備されなければならない。セキュリティ管理は次のものを含まなければならない。
  - ・貨物の持ち込み及び撤去を監督するセキュリティ担当者を置くこと。
  - ・貨物に対する、適切なマーキング、検量（重量と個数）、積荷目録の内容を証明できる貨物／貨物機器の文書化。
  - ・コンテナ・トレーラー・鉄道貨車への各種シール貼付手続。
  - ・過小／過剰積載の発見と報告。
  - ・規則からの逸脱行為あるいは違法行為が発見されるか疑われる場合の税関及びその他関係当局への通知手続。
  - ・許可されないアクセスを阻止するため、空のコンテナおよび積載コンテナの適切な蔵置。

#### ④積荷目録手続き：

- ・企業は、積荷目録が、完全で、判読し易いかたちで、正確でタイムリーに税関へ提出しなければならない。

#### ⑤従業員セキュリティ：

- ・企業は、採用時の審査、採用予定者へのインタビューを実施し、定期的に従業員の過去のセキュリティ管理に関する履歴をチェックするとともに、履歴書等内容を検証しなければならない。

### ⑥教育とトレーニング：

- ・セキュリティ意識向上プログラムは、内部共謀の察知、貨物安全性の維持、無許可アクセスへの対応等を育むものでなければならない。
- ・こうした教育プログラムは、セキュリティ管理に関して従業員が積極的に参加するようインセンティブを付与するものでなければならない。

### ⑦文書管理プロセス：

- ・港湾運送事業者は、輸出/輸入者等によって提出されるもので貨物の通関に提出される全ての情報が、明瞭で、差し替えられたり、失われたり、虚偽の情報が入り込むことがないよう最善の努力をしなければならない。文書管理は以下に対する手続きを含まなければならない。
  - ・受領した情報の正確さを維持すること。かかる情報とは、通関される貨物に関する、荷主及び荷受人の名前と住所、最初及び2番目に通知されるべき人/企業、貨物明細、重量、数量、数量単位（ボックス、カートン等）外部及び内部ドア・窓・ゲート・フェンスへの適切な施錠装置。
  - ・貨物の過小/過剰を記録、報告、検査。
  - ・搬入貨物と搬出貨物の動きをトラッキングするための手続
  - ・コンピュータへのアクセスと情報に対する保護

## （3）倉庫事業者

セキュリティ手続を強化するための計画を立案し実施すること。以下は、個々の企業の規模や施設・設備の構造に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、全てに適用できるものではない。企業は次に対応するための文書化されたセキュリティ手続体制を整備しなければならない。

### ①物理的なセキュリティ：

- ・すべての建物及び駐車エリアは、外部からの不法侵入に耐えられる素材で建築されなければならない。物理的なセキュリティは以下のものを整備しなければならない。
  - ・外部及び内部ドア・窓・ゲート・フェンスへの適切な施錠装置。
  - ・駐車エリアを含め、施設内外に対する十分な照明。
  - ・倉庫内にある国際貨物、国内貨物、高額貨物、危険物などを安全なケージまたはフェンスなどで分離し表示すること。
  - ・個人用自動車駐車エリアを、積み出し・積み下ろしドック及び貨物エリアから分離すること。
  - ・セキュリティ担当者あるいは地域の警察と連絡が取れるよう、内部/外部通信システムを整備すること。

## ②アクセス管理：

- ・施設への無許可の立ち入りは禁止されなければならない。管理の仕方としては、次のものを含まなければならない。
  - ・全ての従業員、訪問者、出入り業者に対する明示的な身分証確認、記録、行動確認を行う。
  - ・無許可及び身分の明らかでない者の誰に対しても行うための手続。

## ③手続上のセキュリティ：

- ・積荷目録に記載されていない物が蔵置場内に持ち込まれるのを防ぐよう手続は整備されなければならない。セキュリティ管理は次のものを含まなければならない。
  - ・貨物の持ち込み及び撤去を監督するセキュリティ担当者を置くこと。
  - ・貨物に対する、適切なマーキング、検量（重量と個数）、積荷目録の内容を証明できる貨物／貨物機器の文書化。
  - ・コンテナ・トレーラー・鉄道貨車への各種シール貼付手続。
  - ・過小／過剰積載の発見と報告。
  - ・規則からの逸脱行為あるいは違法行為が発見されるか疑われる場合の税関及びその他関係当局への通知手続。
  - ・許可されないアクセスを阻止するため、空のコンテナおよび積載コンテナの適切な蔵置。

## ④従業員セキュリティ：

- ・企業は、採用時の審査、採用予定者へのインタビューを実施し、定期的に従業員の過去のセキュリティ管理に関する履歴をチェックするとともに、履歴書等内容を検証しなければならない。

## ⑤教育とトレーニング：

- ・セキュリティ意識向上プログラムは、内部共謀の察知、貨物安全性の維持、無許可アクセスへの対応等を育むものでなければならない。
- ・こうした教育プログラムは、セキュリティ管理に関して従業員が積極的に参加するようインセンティブを付与するものでなければならない。

## ⑥文書管理プロセス：

- ・倉庫事業者は、輸出/輸入者等によって提出されるもので貨物の通関に提出される全ての情報が、明瞭で、差し替えられたり、失われたり、虚偽の情報が入り込むことがないよう最善の努力をしなければならない。文書管理は以下に対する手続を含まなければならない。
  - ・受領した情報の正確さを維持すること。かかる情報とは、通関される貨物に関する、荷主及び荷受人の名前と住所、最初及び2番目に通知されるべき人/企業、貨物明細、重量、数量、数量単位（ボックス、カートン等）外部及び内部ドア・

- 窓・ゲート・フェンスへの適切な施錠装置。
- ・貨物の過小／過剰を記録、報告、検査。
- ・搬入貨物と搬出貨物の動きをトラッキングするための手続
- ・コンピュータへのアクセスと情報に対する保護

#### **(4) 利用運送事業者**

自社のサプライチェーン全般にわたるセキュリティ手続を強化するための計画を立案し実施すること。以下は、個々の企業の規模や施設・設備の構造に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、全てに適用できるものではない。企業は次に対応するための文書化されたセキュリティ手続体制を整備しなければならない。

##### **①物理的なセキュリティ：**

- ・すべての建物及び鉄道ヤードは、外部からの不法侵入に耐えられる素材で建築されなければならない。物理的なセキュリティは以下のものを整備しなければならない。
  - ・外部及び内部ドア・窓・ゲート・フェンスへの適切な施錠装置。
  - ・駐車エリアを含め、施設内外に対する十分な照明。
  - ・倉庫内にある国際貨物、国内貨物、高額貨物、危険物などを安全なケージまたはフェンスなどで分離し表示すること。
  - ・個人用自動車駐車エリアを、積み出し・積み下ろしドック及び貨物エリアから分離すること。
  - ・セキュリティ担当者あるいは地域の警察と連絡が取れるよう、内部／外部通信システムを整備すること。

##### **②アクセス管理：**

- ・施設への無許可の立ち入りは禁止されなければならない。管理の仕方としては、次のものを含まなければならない。
  - ・全ての従業員、訪問者、出入り業者に対する明示的な身分証確認、記録、行動確認を行う。
  - ・無許可及び身分の明らかでない者の誰に対しても行うための手続。

##### **③手続上のセキュリティ：**

- ・規則からの逸脱行為あるいは違法行為が発見されるか疑われる場合はいつでも、税関及びその他関係当局へ通知しなければならない。
- ・積荷目録に記載されていない物が蔵置場内に持ち込まれるのを防ぐよう手続は整備されなければならない。セキュリティ管理は次のものを含まなければならない。
  - ・貨物の持ち込み及び撤去を監督するセキュリティ担当者を置くこと。
  - ・貨物に対する、適切なマーキング、検量（重量と個数）、積荷目録の内容を証明できる貨物／貨物機器の文書化。

- ・コンテナ・トレーラー・鉄道貨車への各種シール貼付手続。
- ・過小／過剰積載の発見と報告。
- ・規則からの逸脱行為あるいは違法行為が発見されるか疑われる場合の税関及びその他関係当局への通知手続。
- ・許可されないアクセスを阻止するため、空のコンテナおよび積載コンテナの適切な蔵置。

#### ④積荷目録手続き：

- ・企業は、積荷目録が、完全で、判読し易いかたちで、正確でタイムリーに税関へ提出しなければならない。

#### ⑤従業員セキュリティ：

- ・企業は、採用時の審査、採用予定者へのインタビューを実施し、定期的に従業員の過去のセキュリティ管理に関する履歴をチェックするとともに、履歴書等内容を検証しなければならない。

#### ⑥教育とトレーニング：

- ・セキュリティ意識向上プログラムは、内部共謀の察知、貨物安全性の維持、無許可アクセスへの対応等を育むものでなければならない。
- ・こうした教育プログラムは、セキュリティ管理に関して従業員が積極的に参加するようインセンティブを付与するものでなければならない。

#### ⑦文書管理プロセス：

- ・利用運送事業者は、輸出/輸入者等によって提出されるもので貨物の通関に提出される全ての情報が、明瞭で、差し替えられたり、失われたり、虚偽の情報が入り込むことがないよう最善の努力をしなければならない。文書管理は以下に対する手続きを含まなければならない。
  - ・受領した情報の正確さを維持すること。かかる情報とは、通関される貨物に関する、荷主及び荷受人の名前と住所、最初及び2番目に通知されるべき人/企業、貨物明細、重量、数量、数量単位（ボックス、カートン等）外部及び内部ドア・窓・ゲート・フェンスへの適切な施錠装置。
  - ・貨物の過小／過剰を記録、報告、検査。
  - ・搬入貨物と搬出貨物の動きをトラッキングするための手続
  - ・コンピュータへのアクセスと情報に対する保護

### (5) 貨物自動車運送事業者

セキュリティ手続を強化するための計画を立案し実施すること。個々の企業の規模や施設・設備の構造に応じてケース・バイ・ケースで対応されるべき一般的な推奨事項であり、

全てに適用できるものではない。

#### ①車内の貨物室におけるセキュリティ：

- ・車内に入ることが許可されていない人間及び物質の侵入を防げるよう、車体の安全性が維持されていなければならない。
- ・貨物室におけるセキュリティは、容易にアクセスできる全てのエリアに対する物理的検査、内部と外部を隔てる区画や壁板・扉板の安全確保、無許可の人間の立ち入り、目録に記載されていない資材の持ち込み、不正が行われた兆候等が発見された場合の対応手続を含むものでなければならない。

#### ②物理的なセキュリティ：

- ・すべての建物及び駐車エリアは、外部からの不法侵入に耐えられる素材で建築されなければならない。
- ・物理的セキュリティは、外部及び内部ドア・窓・フェンスへの施錠装置を装備しなければならない。施設内外に対する十分な照明に加え、駐車エリアもその範囲内に取り込んだ外周フェンスを設置しなければならない。また倉庫内にある国際貨物、国内貨物、高額貨物、危険物などを安全なケージまたはフェンスなどで分離し表示しなければならない。

#### ③アクセス管理：

- ・施設及び搬送装置への無許可での立ち入りは 禁止されなければならない。管理の仕方としては、全ての従業員、訪問者、出入り業者に対する明示的な身分証確認、記録、行動確認を行い、無許可及び身分の明らかでない者の誰に対しても行うものでなければならない

#### ④手続上のセキュリティ：

- ・手続は、積荷目録に記載されていない物が車内の貨物室に持ち込まれることがないように整備されなければならない。セキュリティ管理は、貨物／貨物機器について、セキュリティ担当者の監督の下で、適切に表示され、検量（重量、個数）され、文書化されなければならない。
- ・コンテナ・トレーラー・鉄道貨車への各種シール貼付手続、過小／過剰積載の記録、報告、及び／ 或いは発見のための手続がなければならない。搬入／搬出貨物の時間通りの動きが追跡されなければならない。さらに、規則からの逸脱行為あるいは違法行為が当該企業によって発見あるいは疑われる場合の税関及びその他関係当局への通報手続も規定されなければならない。

#### ⑤従業員セキュリティ：

- ・企業は、採用時の審査、採用予定者へのインタビューを実施し、定期的に従業員の過去のセキュリティ管理に関する履歴をチェックするとともに、履歴書等内容を検証しな

ればならない。

#### ⑥教育とトレーニング：

- ・セキュリティ意識向上プログラムは、内部共謀の察知、貨物及び荷物安全性の維持、無許可アクセスへの対応等を育むものでなければならない。
- ・こうした教育プログラムは、セキュリティ管理に関して従業員が積極的に参加するようインセンティブを付与するものでなければならない。

#### ⑦文書管理プロセス：

- ・貨物自動車運送事業者は、輸出/輸入者等によって提出されるもので貨物の通関に提出される全ての情報が、明瞭で、差し替えられたり、失われたり、虚偽の情報が入り込むことがないよう最善の努力をしなければならない。文書管理は以下に対する手続きを含まなければならない。
  - ・受領した情報の正確さを維持すること。かかる情報とは、通関される貨物に関する、荷主及び荷受人の名前と住所、最初及び2番目に通知されるべき人/企業、貨物明細、重量、数量、数量単位（ボックス、カートン等）外部及び内部ドア・窓・ゲート・フェンスへの適切な施錠装置。
  - ・貨物の過小/過剰を記録、報告、検査。
  - ・搬入貨物と搬出貨物の動きをトラッキングするための手続
  - ・コンピュータへのアクセスと情報に対する保護

## コンプライアンスに着目した施策連携検討WG 名簿

### 【WGメンバー】

(敬称略)

石田 信夫	(社) 日本船主協会 国際幹事会 幹事
石橋 康三	(社) 日本冷蔵倉庫協会 業務部長
木内 康英	(社) 日本倉庫協会 業務部長
佐藤 守信	日本貨物検査機関同盟 理事長
佐野 勝俊	日本海運貨物取扱業会 常務理事
鈴木 康孝	(社) 日本通関業連合会 専務理事
宗 克典	(社) 日本港運協会
高本 勝	(社) 日本港湾協会 参与
高山 哲郎	(社) 日本貿易会
橋本 弘二	日本機械輸出組合 貿易業務・保険部門部会業務グループリーダー
早川 恭三	日本通運(株) 東京国際輸送支店 国際物流企画部 課長
引田 克幸	(社) 全日本トラック協会 海上コンテナ部会 事業分科会委員長
水田 嘉憲	(社) 日本インターナショナルフレイトフォワードーズ協会 理事長
山口 祐二	外国船舶協会 幹事会委員
吉本 隆一	(社) 日本ロジスティクスシステム協会 JILS 総合研究所 主幹研究員

(以上 五十音順)

### 【関係行政機関】

総務省情報通信政策局技術政策課  
財務省関税局税関調査室  
財務省関税局事務管理室  
財務省関税局業務課  
経済産業省貿易経済協力局貿易振興課  
経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易検査官室  
国土交通省総合政策局貨物流通施設課  
国土交通省総合政策局複合貨物流通課  
国土交通省自動車交通局総務課安全対策室  
国土交通省海事局外航課  
国土交通省港湾局総務課港湾保安対策室  
国土交通省港湾局港湾経済課  
国土交通省政策統括官付政策調整官付